	決	新 長		眯	<b>課</b> 長		課 貝				担 当
	11										
	裁										
	右	料厂	八居	1 1/4 1	<b>业利</b>	H	<b>計</b>	T H	請書		
	汨	14	公区		汉 小	Л	TH H	J H	明 音		
次のとおり有料公園施設を利用したいので、県立都市公園条例第6条第2項の規定により申請します。											
年		月	日	,,,,,				. ,,,,,		-	
<del>+</del>		Л	н		団は	本 名					
							Ŧ	_			
					住	所					
			申	請 者							
					代表	者名					
					油 %	久 生	(	)	_		
連 絡 先 <u>( ) — — — — </u> 宮城県スポーツ協会・同和興業											
・セントラルスポーツグループ 殿											
	宜:	城県終									
>1,> HA - 14 <del>1-&gt;</del> Emi. □	<del>  "</del>	/94/IN/P	H AE #/ #			1			1. 1.		
利用する	力生、	フノハ	イム	]	l. ⊔セ		'ハイムスー 仝岳 • □1		リーナ □1/4・□観	1皮()	
公園施設			リーナ	2	2. ロセ	、ロ キスイ	エ曲・ロコンハイムサフ	ブアリーブ	ロ1/4 · 口賀 H	九谷(巾)	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						( 🗆	全面・口1		□観客席)		
					3. □会 4. □そ					)	
						り加	(				
			□大会開 □強化練			н.				)	
行為の目的			□研修会			. <b>.</b> .		4. Г	□教育活動	,	
11 224 52 11 113		5.	□部活動	(	•		)		□愛好会活動	<del>ከ</del>	
		7.	□その他	(						)	
行為の名称											
(大会名)											
<b>₹1 ⊞ □ □</b>			<del></del> 年		 月	月		時から			
利用日時			<del>·</del> 年		月	目		時まで		ŀ	時間
 入場料等徴収の		□ 有	· ( [	高入場料	el A			円)			
八場科寺倒収の   有 無				(同八物作	4年			17 <i>)</i>			
13 2				, m							
利用予定人員/日		一生名	般 走 等	(男 (男			•女 •女		名·計 名·計		名 ) 名 )
		土 1/	化 守	\ <del>D</del>		70	·女		<b>和『</b> 司		<del>1</del> /
観客人数見込/日											人
		1.			2	□●	* 半 4 占 丰	示進署	 (ロ 大型 ・		EU )
利用設備		3.				<b>□</b> Ħ	当ノロロスでは	小双胆	、山八里	□ /1/3	<b>L</b> /
又は器具		4.	□照明施	設 [	□1/2灯を		,3/4灯まて	· (		寺間)	
(有料設備)		5.	□冷暖房	」 上 (本数)	□3/4灯▷ □冷房(	人上	時間)	( □暖月		寺間 ) 寺間 )	
(有种故拥)		6.	□電気設		」作 <i>厉</i> ( (		Kw) 呼引的)	口阪	<b>万</b>	41旬)	
<b>公東担业学</b>					•		•				```
行事担当者名						(	連絡先			-	)
料金請求先	₹										
参考											

## 備考

<sup>1</sup> 許可をするに当たり、又は許可をした後に、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例(平成21年宮城県条例第81号)第4条第1項の規程により、この申請に係る有料公園施設の利用が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長に申請者の住所、氏名、電話番号その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聞くことがあります。

<sup>2</sup> 許可をした後に当該許可に係る行為が暴力団の利益となる行為に該当することが明らかになった場合は、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条第3項の規程により、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る有料公園施設の利用の停止を命じます。